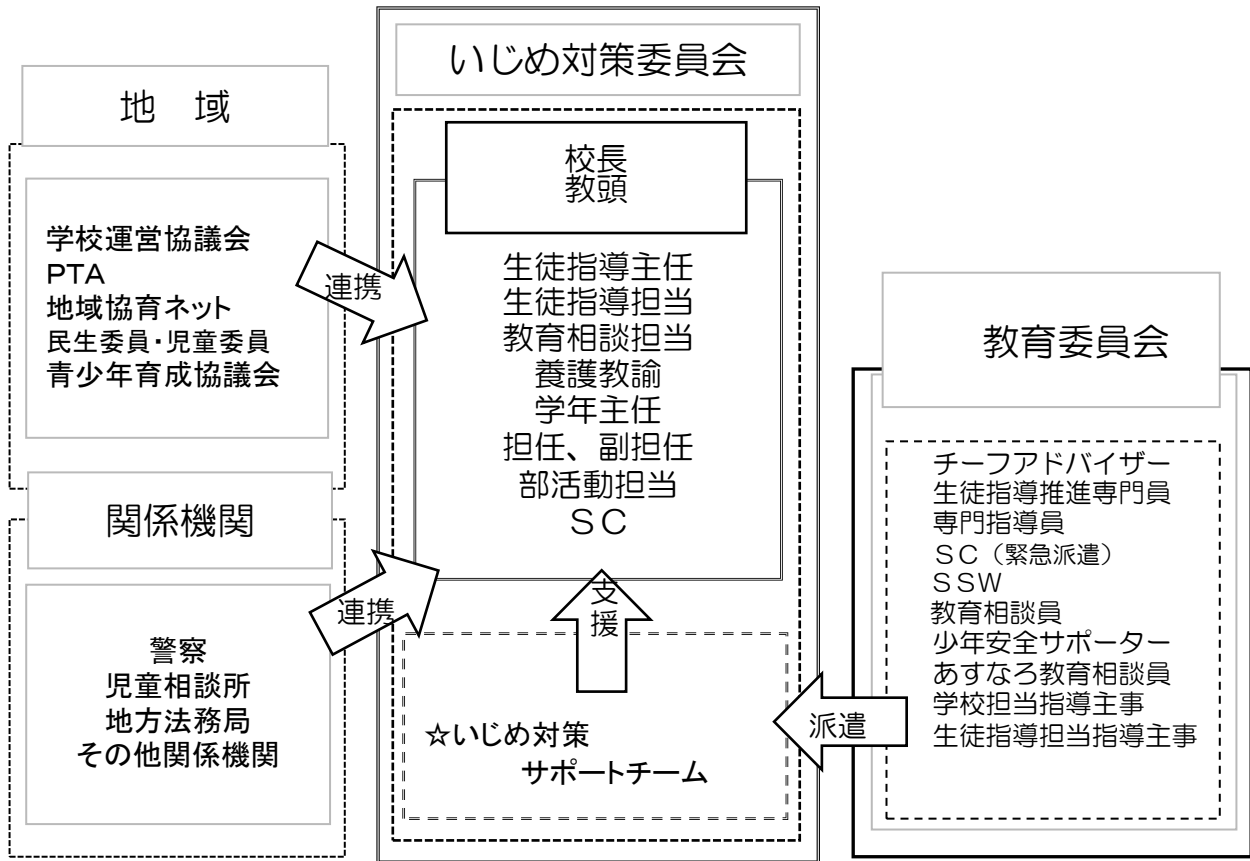


## いじめ対策組織（いじめ対策委員会）



### 「いじめ対策組織」（いじめ対策委員会）

教育委員会と連携を図りながら、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、学校の実情に応じて機動的に運用する。

### いじめ発覚時の対応

※対応の詳細は別紙『いじめ発覚時の対応』及び『重大事態発生時の対応』

- ①第一通報者（本人、保護者、周囲の友人等）から事実確認
- ↓
- ②報告・連絡・相談＋記録 →→→○教育委員会に報告（電話で）  
○『いじめ速報カード』にて報告  
以後、連携を密に対応する
- ↓
- ③いじめ対策委員会
- ↓ ↑
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）
- ↓
- ⑤職員会議（必要に応じて）
- ↓
- ⑥児童・生徒、保護者への対応